

特預金の使途について

特預金の発生源【平成25年度末時点の発生額累計(元本のみ)】

- ①中古車輸出による再資源化預託金等の返還請求が2年間ない場合(98条1号)【32億円】
- ②解体自動車为非認定全部利用に引き渡されASRの処理が不要になった場合(廃車ガラク輸出等)(同条2号)【51億円】
- ③再利用によりフロン類の破壊が不要となった場合(3号)【8億円】
- ④最後の車検証の交付から20年を経過して払渡しがされなかった場合(同条4号)
- ⑤事故等によりエアバッグ類、フロン類の処理が不要になった場合(同条5号)【52億円】

特預金の出えん先【平成25年度末時点の累計(利息含む)】

- ①離島対策支援事業・不法投棄等対策事業(106条3号4号)【16億円】
- ②情報管理業務に係る収支差額への補てん(115条)【8億円】
- ③情報システムの性能対策(93条・115条)【23億円】
- ④再資源化預託金等の管理に附帯する業務(ユーザー照会機能拡充、東日本大震災対策等)(93条3号)【6億円】

➡ 平成25年度末時点の特預金残高: 100億円(利息含む) 毎年15億円程度発生する見込み

特預金の使途の検討

※1 第60回資金管理業務諮問委員会(平成27年2月27日開催)資料9
 ※2 自工会平成27年度国内需要見通しより年間の新車販売台数を499万台と仮定

使途	法改正	具体的な使用例	課題等
①情報システムの改修等への使用(リサイクル料金の引下げ)	不要	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 情報システム刷新(平成35年度頃にユーザー負担分約70億円を想定) ➢ 足下では、データセンターの移行等に使用した場合、資金管理料金を30円引下げ可能(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 第6回合同会議(平成16年3月開催)において検討されている ➢ システムの大規模改修や定期更新等の利用対象の整理が必要
②一定期間リサイクル料金の割引	不要	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 一律割引(仮に全額を1年で割り引く場合、台当たり2千円割引)(※2) ➢ 再生材を多く使用した車等を中心に割引 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 資金管理業務・情報管理業務・指定再資源化機関の一部業務に出えん後なお余剰する特預金のみ使用可 ➢ 再生材の利用割合を特定可能か
③自動車リサイクルに係る研究開発等への使用	必要	<ul style="list-style-type: none"> ➢ リサイクルの質の向上に向けた研究 ➢ 新素材のリサイクル手法の開発 等 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 公益性に資する用途への支出や、執行管理、成果の共有等が可能か

※そのほか、大規模災害時のセーフティネット機能を明文化する等の制度整備も考えられる(東日本大震災の場合は資金管理業務の附帯業務とした)